原子力発電所の新規制基準適合性に係る書面審査
第１回　議事概要

１．日付：令和２年４月１４日（火）　日本原子力発電（株）から資料を受理
　　令和２年５月２０日（水）　原子力規制委員会より判断事項・指示事項を手交

２．場所：原子力規制委員会　原子力規制庁内会議室

３．議題
（１）日本原子力発電（株）東海第二発電所の特定重大事故等対処施設に係る審査について

５．配布資料
提出資料　東海第二発電所 重大事故等対処施設に対して独立性等を有する特定重大事故等対処施設の水素爆発防止機能について（令和２年４月１４日提出）
手交資料　東海第二発電所原子炉設置変更許可申請（特定重大事故等対処施設の設置等）に関する判断事項・指示事項（令和２年５月２０日手交）

※配布資料は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第５条に定める不開示情報を含むため、平成２７年１月１４日原子力規制委員会「特定重大事故等対処施設に関する審査の取扱いについて」を踏まえ、非公開とします。

６．議事概要
（議題１）
（１）日本原子力発電株式会社から、令和２年４月１４日に東海第二発電所に係る特定重大事故等対処施設の水素爆発防止機能に係る資料が提出された。
（２）これに対し、原子力規制委員会は、令和２年４月８日第２回原子力規制委員会 議題４「当面の審査会合等の進め方について」の方針に基づき書面審査を行い、必要な判断事項及び指示事項を示すとともに、これらの事項に対する説明を文書で回答することを求めた。
（３）日本原子力発電株式会社から、了解した旨の回答があった。

以上